

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催状況

令和2年2月14日（金）に「日進市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症に係る防疫・その他の対策について、関係部局が連携を図りながら実施しています。

開催回	開催日	主な議題
第1回	令和2年 2月14日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ○国内の患者発生状況について（2月12日現在） 国内事例16名、帰国者事例12名、合計28名。 ○現在までの対応について 市民・医療機関への周知、庁内連絡会議開催、市民向け啓発ポスター・チラシの掲示配布（各公共施設、学校、保育園等）、手指消毒液の増設、議会説明会での説明（2月7日）、市内高齢者・障害者施設、事業所へのチラシ配布及び情報提供。 ○今後の対応について（案） 対策本部の設置、感染症予防対策の徹底を図る。
第2回	令和2年 2月19日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催のイベント等の開催について <ul style="list-style-type: none"> ・予防対策を講じられる小規模なものは開催可。 ・不特定多数が集まり密閉される環境のものは、中止の判断もやむを得ない。
第3回	令和2年 2月27日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催のイベント等の開催について 3月31日まで自粛。 ○体調不良者の施設来館について 体調不良の方には施設利用の自粛を呼びかける。（チラシを作成し配布） ○消毒用アルコールについて 避難所用の備蓄分も活用する。 ○マスクについて 窓口業務を中心に、職員はマスクを着用とする。 ○今後の対応策について 職員感染時の対応、業務継続計画の改定、施設利用者の感染発生時の消毒対応の検討を行う。
第4回	令和2年 3月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント・会議等の中止及び延期の期間について 3月31日までの自粛に据え置く。 ○市内で新型コロナウイルス感染症が発生した際の対応について 市民・事業者等からの連絡時に利用する「聞き取り票」を作成。 ○日進市職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

		<p>合等の取扱いについて 別途取扱いを定めることとする。</p> <p>○新型コロナウイルス感染者発生時の報道対応について 基本的には県の公表によるが、勤務先が公表している場合は、対策本部で判断する。</p> <p>○公共施設で感染者が出た場合の消毒作業について 契約を含め、速やかに実施できる体制をつくる。</p> <p>○中央環境センター（エコドーム）における開設判断基準（案）について リサイクルショップ「あいさ」は休館とする。</p>
第5回	令和2年 3月23日（月）	<p>○イベント・会議等の中止及び延期の期間について 自粛期間を4月30日まで延長。</p>
第6回	令和2年 3月27日（金）	<p>○新型コロナウイルス感染症に関する愛知県教育委員会の動きについて 県内の小中学校は4月6日から開校。今後も県の方針に基づき対応予定。</p> <p>○休館中の公共施設及び休止中のサービス再開時期について 4月30日まで延長し、一部開館している施設についても4月1日から30日まで閉館。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策による公の施設の臨時休業に伴う損害等への対応方針について 契約書や協定書に基づき対応する。</p>
第7回	令和2年 4月3日（金）	<p>これまでの対応事項について再確認するとともに、市職員へ外出行動の自粛を改めて周知する。</p>
第8回	令和2年 4月6日（月）	<p>○新型コロナウイルス感染疑い職員の発生について 委託業者からの連絡を受け、4月6日から当該職員の近傍職員4名を自宅待機とした。また、業者によるフロア消毒を行うこととする。</p> <p>○市立小中学校の休業延長について 本日の県教育委員会の通知を受け、4月8日から19日まで臨時休業とした。児童クラブ、放課後子ども教室は、4月7日から19日まで春休みと同対応とする。</p>
第9回	令和2年 4月10日（金）	<p>○イベント・会議等の中止及び延期の期間について 県の緊急事態宣言を受け、5月31日まで延長。</p> <p>○休館中の公共施設及び休止中のサービス再開時期について 同様に5月31日まで延長。</p> <p>○市立小中学校の休業延長について 5月10日まで延長し、11日から15日までは午前中のみの授業とする。</p> <p>○新型コロナウイルス感染者発生時の放課後児童クラブ等</p>

		<p>の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園は、4月13日から18日は保護者の準備期間として従来通り実施。4月20日から5月6日は可能な限り利用を控えるよう依頼。 ・放課後児童クラブ（民間含）は4月13日から18日は保護者の準備期間として従来通り実施。4月20日から5月9日は可能な限り利用を控えるよう依頼。 ・放課後子ども教室は4月13日から17日は保護者の準備期間として従来通り実施。4月20日から5月8日は家庭の事情で利用が必要な方には「事前届け出制」に縮小して開所。
第10回	令和2年 4月15日（水）	<p>○新型コロナウイルス感染防止を図るための職員の勤務体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の在宅勤務の実施方法について定め、4月16日から実施する。 ・会議室の一室を執務室に転用し、事務室内の密度を下げ、接触行動を削減する。 <p>○エコドームについて</p> <p>4月7日付けで環境省から通知があり、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に業務を継続することが求められる廃棄物処理施設に含まれるため、継続する。</p> <p>○備蓄マスクの活用について</p> <p>電子会議室で、各部に必要配布枚数を照会する。</p>
第11回	令和2年 4月27日（月）	<p>○特別定額給付金（仮）の実施体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV 避難者支援について、関係課と協力して対応に当たることとする。 ・少しでも早く申請書を発送できるよう調整を進める。 <p>○愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県実施の協力金と市独自の協力金を予定している。 ・市独自の対象事業所は、「県の休業要請の対象で要件が満たせず対象外となった事業所」となる。 <p>○寄付金の受入れについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、寄付金の受入れ先がないため、対策本部事務局で受入れ先を設けることとする。
第12回	令和2年 5月8日（金）	<p>○イベント・会議等の中止及び延期の期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の期間が延長されたが、本市は既に中止及び延期期間を5月31日までとしているため、据え置くこととする。 <p>○休館中の公共施設及び休止中のサービス再開時期について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・同様に5月31日まで据え置くこととする。 <p>○特別定額給付金事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の申請受付業務で必要な人員については、市全体で協力していくこととする。
第13回	令和2年 5月15日(金)	<p>5月14日、愛知県は国の緊急事態宣言から解除。 ただし、愛知県独自の緊急事態宣言及び緊急事態措置は5月31日まで継続。</p> <p>○イベント・会議等の中止及び延期の期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県の対応方針等を参考に、感染予防対策を講じた上で6月1日から段階的に開催していくこととする。 <p>○休館中の公共施設及び休止中のサービス再開時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同様に6月1日から段階的に開館及びサービスを再開していくこととする。
第14回	令和2年 5月26日(火)	<p>5月25日、全都道府県で国の緊急事態宣言が解除され、26日に愛知県独自の緊急事態宣言及び緊急事態措置も解除となり、愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針が策定された。</p> <p>○休館中の公共施設及び休止中のサービス再開に向けての利用条件等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本として、県の指針に沿った形で、順次再開していくこととする(イベントについても同様)。 ・来館時はマスク着用を求め、発熱(37.5℃以上)時や体調不良時は入館等をお断りする。 <p>○対策本部の位置づけについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の解除に伴い、特別措置法に基づく対策本部は5月25日で廃止となるが、今後も任意の対策本部として設置を継続する。
第15回	令和2年 6月29日(月)	<p>○各施設の利用状況等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設において、6月1日から感染予防対策を講じながら段階的に開館等しているが、特に問題は発生していないことを確認。 ・福祉会館のカラオケ・スタジオの利用については、全国的な状況等を踏まえ、利用の中止を当面の間延長することとする。 ・野方三ツ池公園内の噴水については、水を循環させているため、当面は運転を控えることとする。
第16回	令和2年 7月14日(火)	<p>○コミュニティサロンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉会館のコミュニティサロンの再開については、全国的な感染拡大の状況に鑑み、8月は開催をしないこととする。9月以降の開催の可否については、状況を見て改め

		て判断するが、感染予防対策について検討を進めておくこととする。
第 17 回	令和 2 年 7 月 22 日 (水)	○市内での感染者の発生について ・現状では公共施設の休館やイベント・会議等の中止は行わない。ただし、今後の感染拡大状況に応じて、都度協議を行うこととする。 ・今後、急速な感染症のまん延が確認された場合、公共施設を休館する場合があるので、対応できる体制を整えておくこととする。
第 18 回	令和 2 年 7 月 25 日 (土)	○市内での感染者の発生について ・7 月 21 日から 23 日にかけて、市内の感染者数は計 5 名発生している。 ・公共施設の休館等については、今後、感染経路不明な市中感染が広まった場合や感染経路が判明していても集団感染などが発生した場合に、改めて協議を行うこととする。 ・イベントについては、実施する場合は感染予防対策を徹底することとし、状況により急遽中止となる場合があることを併せて周知しておくこととする。 ・会議については、集まらないとできない場合は感染予防対策を徹底した上で開催とするが、それ以外の場合は極力、書面又はオンライン会議等で開催することとする。
第 19 回	令和 2 年 8 月 7 日 (金)	○公共施設の休館等について ・7 月 25 日から 8 月 6 日にかけて、市内の感染者数は計 19 名発生している。 ・公共施設については、多くの人の往来が想定されるお盆期間中 (8 月 13 日 (水) ~16 日 (日)) において、サービスを一部休止する。
第 20 回	令和 2 年 8 月 14 日 (金)	○公共施設の休館等の延長について ・8 月 14 日現在の市内在住者の感染者数が 42 名となっている。高齢者から若者まで発生しており、より一層の感染予防を進める必要がある。 ・公共施設については、サービス等の一部休止を 8 月 24 日 (月) まで継続する。 ・濃厚接触者の生活支援について、市民へ周知していく。
第 21 回	令和 2 年 8 月 21 日 (金)	○公共施設の休館等の延長について ・市内での感染者が減少傾向にあるため、公共施設の休館等のサービス休止を、愛知県の緊急事態宣言の期間であり、市内小中学校の夏休み期間の最終日である 8 月 24 日 (月) までとする。

第 22 回	令和 2 年 8 月 31 日 (月)	○8 月 25 日以降の公共施設におけるサービス等の対応について ・図書館は、現在一部休止している施設（閲覧席、学習室等）を、10 月以降に段階的に再開する予定。
第 23 回	令和 2 年 9 月 23 日 (水)	○10 月以降の公共施設におけるサービス等の対応について ・一部の施設・サービス等を除き、おおむね通常どおり開館・再開することとした。
第 24 回	令和 2 年 10 月 26 日 (月)	○市内での感染者の発生について ・学校や職場等で感染を拡大させることのないよう、職員は常に危機感を持って行動してほしい。
第 25 回	令和 2 年 11 月 24 日 (火)	○公共施設における換気対策について ・寒い時期であるため、お客様と職員の健康に留意し、常時換気を実施すること。本庁舎以外の施設についても、同様の対応を実施すること。
第 26 回	令和 2 年 12 月 7 日 (月)	○職員の感染について ・12 月 5 日 (土) に公表した職員 1 名の感染に係る対応について再確認。改めて、職員の感染症対策及び健康管理等について徹底する。
第 27 回	令和 2 年 12 月 25 日 (金)	○職員の感染について ・12 月 24 日 (木) に公表した職員 1 名の感染に係る対応について再確認。改めて、職員が感染した場合の対応等について徹底する。
第 28 回	令和 3 年 1 月 8 日 (金)	○愛知県新型コロナウイルス感染症防止対策について ・1 月 7 日 (木) 開催の県対策本部会議における決定事項を確認。3 連休の感染状況を見て、県知事が緊急事態宣言の要請について判断することなので、緊急事態宣言の区域が愛知県に拡大した場合の市公共施設の開館時間等について、事前に検討しておくこと。 ・職員の在宅勤務について、準備を進めること。 ・庁舎内の感染症対策を徹底すること。 ○新型コロナウイルスワクチン接種体制（案）について ・接種が長期間にわたり、人員が多数必要となるため、全庁的な協力体制をお願いしたい。 ○対策本部の位置づけについて ・緊急事態宣言が再発令された 1 月 7 日 (木) より、特別措置法に基づく対策本部としての位置づけに変更。
第 29 回	令和 3 年 1 月 13 日 (水)	○緊急事態宣言に基づく対応について ・夜間に開館している市公共施設においては、開館時間を短縮する。 ・イベント・会議の中止等について、取りまとめる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・市役所のテレワーク環境について確認。
第30回	令和3年 2月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言の延長に伴う対応について <ul style="list-style-type: none"> ・市公共施設の開館時間を短縮する期間を延長する。 ・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する現状について確認。
第31回	令和3年 2月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言の解除に伴う対応について <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の解除が早まった場合は、それに合わせて市公共施設の開館時間の短縮をとりやめる。 ・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する現状について確認。
第32回	令和3年 3月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○愛知県厳重警戒宣言解除を受けての市の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・厳重警戒宣言が解除された場合、市公共施設の開館時間の短縮をとりやめる。 ○新型コロナウイルスワクチン接種について <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する現状について確認。
	令和3年 3月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の位置づけについて <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が3月21日(日)をもって解除されたことに伴い、22日(月)より任意の対策本部としての位置づけに変更。
第33回	令和3年 4月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュール等について <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの電話について、市民の皆様の利便性向上のため、フリーダイヤルに変更する。これに伴い、クーポン券の発送時期が若干遅延しているが、ワクチン接種開始日は、当初の予定通り5月6日(木)を予定している。 ○新型コロナウイルスワクチン集団接種に係る職員の駐車場利用について <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種者の専用駐車場として、市役所東側駐車場を使用するため、職員は輪番制で市民会館臨時駐車場を使用する。
	令和3年 4月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の位置づけについて <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が4月23日(金)に公示されたことに伴い、同日より特別措置法に基づく対策本部としての位置づけに変更。
第34回	令和3年 5月7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言に基づく対応について <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に開館している市公共施設においては、開館時間を短縮する。

		<p>○新型コロナウイルスワクチン接種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月6日(木)開始。中央福祉センター、北部福祉会館におけるワクチン接種の今後の対応等について確認。
第35回	令和3年 6月18日(金)	<p>○まん延防止等重点措置移行に伴う公共施設サービス等の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の施設サービス等を除き、おおむね通常どおり開館・再開することとする。 <p>○新型コロナウイルスワクチン接種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部福祉会館、トヨタ研修センターにおけるワクチン接種の今後の対応等について確認。
第36回	令和3年 8月5日(木)	<p>○まん延防止等重点措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月8日(日)から、本市がまん延防止等重点措置の措置区域に指定されるため、特に20時以降は不要不急の外出自粛となる。 ・夜間に開館している市公共施設においては、開館時間を短縮する。 <p>○新型コロナウイルスワクチン接種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月末までに12歳になった年齢までの市民への接種券送付が8月5日(木)に完了。8月1日以降12歳になる市民には、誕生月の翌月に順次送付する予定。 ・北部福祉会館の接種終了予定について確認。
第37回	令和3年 8月20日(金)	<p>○愛知県まん延防止等重点措置の延長について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置期間が9月12日(日)まで延長される。緊急事態宣言に移行する前提で準備すること。 <p>○新型コロナウイルスワクチン接種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家で自宅療養する場合の問合せが増えているため、全戸配布で広報にしん9月号に、折込みチラシを入れることとした。 ・ワクチン接種は供給量に応じて進める予定。北部福祉会館会場は、9月5日(日)に終了する。
第38回	令和3年 8月26日(木)	<p>○緊急事態宣言への移行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月27日(金)から9月12日(日)まで、愛知県全域が緊急事態宣言の対象地域に追加された。変異株等の影響による本市の感染者数増加状況を踏まえ、これまでより強い感染防止対策を取ることとする。 ・8月28日(土)から9月12日(日)まで、必要な市民サービスを除き公共施設は原則として休館とする。 ・附属機関等の会議は、原則として延期し、やむを得ず開催する場合は、WEB会議やハイブリッド会議とする等、感染対策を万全に講じた上で開催する。 ・市開催のイベント・講座等は、原則として中止又は延期

		する。
第 39 回	令和 3 年 9 月 10 日 (金)	<p>○緊急事態宣言の期間延長について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県を含む 19 都道府県の緊急事態宣言の期間が、9 月 30 日 (木) まで延長された。これに伴い、市内公共施設については 9 月 30 日 (木) まで、必要な市民サービスを除き原則として休館とする。 ・文化施設は午後 5 時まで、スポーツ施設は午後 7 時までの利用とし、これまでより強化した感染予防対策を実施することとする。
第 40 回	令和 3 年 9 月 29 日 (水)	<p>○緊急事態宣言の解除及び愛知県厳重警戒措置への移行に伴う公共施設サービス等の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県を含む 19 都道府県の緊急事態宣言が、9 月 30 日 (木) をもって解除され、愛知県厳重警戒宣言として、厳重警戒措置が 10 月 1 日 (金) から実施される。 ・市内公共施設については 10 月 1 日 (金) から、感染症予防対策を設けた上で原則として再開する。(一部利用制限あり) ・イベント、講座、附属機関の会議等についても再開する。
第 41 回	令和 3 年 10 月 15 日 (金)	<p>○愛知県厳重警戒措置の解除に伴う今後の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳重警戒宣言・厳重警戒措置は 10 月 17 日 (日) をもって解除となり、10 月 18 日 (月) から警戒領域での感染防止対策に移行する (期間指定なし)。 ・市内公共施設の時短は、全て解除となる。ただし、施設会議室の利用人数制限などの一部利用制限は継続とする。
第 42 回	令和 3 年 11 月 19 日 (金)	<p>○新型コロナウイルスワクチン追加接種 (3 回目) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 回目接種から原則 8 か月以上経過した市民を対象に、年明けから開始予定で準備を進めている。 <p>○市の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設会議室においては、飛沫防止パネルなどの対策が取られた場合は、定員制限は設けない。
第 43 回	令和 3 年 12 月 20 日 (月)	<p>○市の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい交流館 (ワンデイシェフ) を 1 月から部分的に再開する予定。 ・福社会館について、現在利用を休止しているサービスについて、4 月から部分的に再開する予定。 ・会議室など、その他の一部制限は継続とする。 <p>○新型コロナウイルスワクチン追加接種 (3 回目) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者ごとに 2 回目接種から 6~8 か月の期間を設け、接種を行う予定で準備を進めている。

第 44 回	令和 4 年 1 月 14 日 (金)	<p>○第 6 波に伴う市の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設は、現状と同様の取り扱いとするが、感染状況により急遽対応方針を変更する可能性がある。 <p>○新型コロナウイルスワクチン追加接種（3 回目）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者、高齢者、一般の方等のワクチン接種間隔が、日々刻々と変更されているため、変更があった際にはホームページ等にて周知する。
第 45 回	令和 4 年 1 月 20 日 (木)	<p>○愛知県まん延防止等重点措置に伴う対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわい交流館は開館時間を午後 9 時まで（会議室は午後 8 時 30 分まで）、福祉会館は開館時間を午後 9 時までとしている日は、午後 8 時までとする。 ・市主催のイベント、会議等については、感染対策を万全に講じた上で開催する。
臨時	令和 4 年 1 月 23 日 (日)	<p>○市内公立保育園の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内公立保育園の状況について確認を行い、今後の対応を決定した。
第 46 回	令和 4 年 4 月 5 日 (火)	<p>○愛知県まん延防止等重点措置解除後の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉会館の調理室、カラオケ室、スタジオについて、当面の間利用を中止する。 ・会議室など、その他の一部制限は継続とする。 <p>○市民の陽性者数及び職員等の感染情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP での公表方法を変更する。
第 47 回	令和 4 年 5 月 30 日 (月)	<p>○愛知県厳重警戒措置での感染防止対策の変更等に伴う市の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設会議室の利用については、会話の有無に関わらず、マスク着用を義務付ける。また、マスクを着用し感染対策を実施している場合は、飛沫防止パネルの設置は不要とする。
第 48 回	令和 4 年 6 月 27 日 (月)	<p>○福祉会館の運営方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理室、スタジオについては、人数制限等の一部の条件を付し、8 月からを目途に利用を再開する。 ・カラオケについては、人数制限等の一部の条件を付し、8 月からを目途にスタジオとして利用を再開する。 ・7 月 21 日 (木) から食事室や各館指定場所について、黙食を条件に飲食を許可する。 ・コミサ口送迎バスの定員制限を解除する。
第 49 回	令和 4 年 7 月 14 日 (木)	<p>○にっしん市民まつり等開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にっしん市民まつり等の開催時における新型コロナウイルス感染症対策方法について検討した。
第 50 回	令和 4 年 7 月 25 日 (月)	<p>○本市の今後の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の待機期間の短縮に合わせ、市の対応方針を変

		更した。
第 51 回	令和 4 年 8 月 4 日 (木)	○BA. 5 対策強化宣言での感染防止対策について ・BA. 5 対策強化宣言期間における市の対応方針の確認と市民への感染対策の啓発方法について検討した。
第 52 回	令和 4 年 9 月 30 日 (金)	○愛知県厳重警戒での感染防止対策について ・愛知県厳重警戒期間における市の対応方針を変更した。
第 53 回	令和 5 年 2 月 10 日 (金)	○新型コロナウイルス感染症 5 類引き下げに伴う対応案について ・新型コロナウイルス感染症 5 類引き下げに伴う市の対応方針について検討した。
第 54 回	令和 5 年 5 月 1 日 (月)	○新型コロナウイルス感染症 5 類引き下げに伴う対応案について ・新型コロナウイルス感染症 5 類引き下げに伴う市の対応方針について検討した。

※令和 2 年 2 月 28 日 (金) 以降、対策本部事務局を健康課から企画政策課に変更。

※令和 2 年 4 月 16 日 (木)

新型インフルエンザ等対策特別措置法 (以下「特別措置法」という。) に基づく緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大。愛知県は特定警戒都道府県に指定。

※令和 2 年 5 月 4 日 (月)

特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が 5 月 31 日 (日) まで延長。

※令和 2 年 5 月 14 日 (木)

愛知県を含む 39 県で特別措置法に基づく緊急事態宣言解除。

ただし、愛知県独自の緊急事態宣言及び緊急事態措置は 5 月 31 日 (日) まで継続。

※令和 2 年 5 月 25 日 (月)

全都道府県で特別措置法に基づく緊急事態宣言解除。

※令和 2 年 5 月 26 日 (火)

愛知県独自の「緊急事態宣言」「緊急事態措置」解除。

※令和 2 年 7 月 21 日 (火)

愛知県独自の「警戒領域」に基づく要請。

※令和 2 年 7 月 29 日 (水)

愛知県独自の「警戒領域」を「厳重警戒」に引き上げ。

※令和 2 年 8 月 6 日 (木)

愛知県独自の「緊急事態宣言」発出。

期間は 8 月 6 日 (木) から 8 月 24 日 (月) までの 19 日間。

※令和 2 年 8 月 24 日 (月)

愛知県独自の「緊急事態宣言」解除。「厳重警戒」の要請。

※令和 2 年 9 月 18 日 (金)

愛知県独自の「厳重警戒領域」を「警戒領域」に移行。

※令和 2 年 11 月 19 日 (木)

愛知県独自の「警戒領域」を「厳重警戒」に引き上げ。

※令和 3 年 1 月 7 日 (木)

特別措置法に基づく 2 回目の緊急事態宣言を発令。

(対象区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県) の 1 都 3 県)

- ※令和3年1月13日（水）
特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が拡大され、愛知県も対象となる。
期間は1月14日（木）から2月7日（日）までの25日間。
- ※令和3年2月2日（火）
特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が3月7日（日）まで延長。
- ※令和3年3月1日（月）
 - ・愛知県を含む6府県で緊急事態宣言の解除。
 - ・愛知県独自の「厳重警戒宣言」発出。期間は3月1日（月）から3月14日（日）の14日間。
- ※令和3年3月11日（木）
愛知県独自の「厳重警戒宣言」の期間が3月21日（日）まで延長。
- ※令和3年3月22日（月）
 - ・全都道府県で特別措置法に基づく緊急事態宣言解除。
 - ・愛知県独自の「厳重警戒宣言」を「警戒領域」に移行。
- ※令和3年4月20日（火）
 - ・「まん延防止等重点措置」の適用区域が拡大され、愛知県も適用となる。
 - ・期間は4月20日（火）から5月11日（火）までの22日間。
- ※令和3年4月23日（金）
 - ・特別措置法に基づく3回目の緊急事態宣言を発令。
（対象区域は東京都、京都府、大阪府、兵庫県の1都2府1県）
 - ・期間は4月25日（日）から5月11日（火）まで。
- ※令和3年5月7日（金）
 - ・特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が5月31日（月）まで延長されるとともに、対象区域も拡大となり、愛知県も対象となる。
 - ・期間は5月12日（水）から5月31日（月）まで。
- ※令和3年5月28日（金）
特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が6月20日（日）まで延長。
- ※令和3年6月20日（日）
特別措置法に基づく緊急事態宣言が、沖縄を除き6月20日（日）をもって解除。
- ※令和3年6月21日（月）
 - ・特別措置法に基づく緊急事態宣言から「愛知県まん延防止等重点措置」に移行。
 - ・期間は6月21日（月）から7月11日（日）まで。
- ※令和3年7月12日（月）
 - ・「愛知県まん延防止等重点措置」の解除。
 - ・愛知県独自の「厳重警戒宣言」発出。「厳重警戒措置」の実施。期間は7月12日（月）から8月11日（水）の31日間。
- ※令和3年8月8日（日）
 - ・「まん延防止等重点措置」の対象区域が拡大され、本市を含む12市町が特に重点措置を講じるべき区域（措置区域）に指定される。
- ※令和3年8月17日（火）
 - ・「まん延防止等重点措置」の期間が9月12日（日）まで延長。
（対象区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のみ）
- ※令和3年8月25日（水）
 - ・特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が拡大され、愛知県も対象となる。
 - ・期間は8月27日（金）から9月12日（日）までの17日間。
- ※令和3年9月9日（木）

- ・特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が9月30日（木）まで延長。
- ※令和3年9月28日（火）
 - ・特別措置法に基づく緊急事態宣言が9月30日（木）をもって解除。
 - ・愛知県独自の「厳重警戒宣言」発出。「厳重警戒措置」の実施。
期間は10月1日（金）から10月17日（日）まで。
- ※令和3年10月14日（木）
 - ・愛知県独自の「厳重警戒宣言」を「警戒領域」に移行。
 - ・期間は10月18日（月）から（期間指定なし）。
- ※令和4年1月14日（金）
 - ・愛知県独自の「警戒領域」を「厳重警戒」に引き上げ。
 - ・期間は1月15日（土）から（期間指定なし）。
- ※令和4年1月19日（水）
 - ・「まん延防止等重点措置」の適用区域が拡大され、愛知県も適用となる。
 - ・期間は1月21日（金）から2月13日（日）までの24日間。
- ※令和4年2月10日（金）
 - ・愛知県を含む1都12県の「まん延防止等重点措置」の期間が3月6日（日）まで延長。
- ※令和4年3月4日（金）
 - ・愛知県を含む1都17県の「まん延防止等重点措置」の期間が3月21日（月）まで延長。
- ※令和4年3月18日（金）
 - ・「愛知県まん延防止等重点措置」の解除。
 - ・愛知県独自の「厳重警戒宣言」発出。「厳重警戒措置」の実施。
期間は3月22日（火）から（期間指定なし）。
- ※令和4年5月24日（火）
 - ・愛知県独自の「厳重警戒措置」の変更等。
期間は5月24日（火）から（期間指定なし）。
- ※令和4年7月15日（金）
 - ・愛知県独自の「厳重警戒措置」の変更等。
期間は7月15日（金）から（期間指定なし）。
- ※令和4年8月3日（水）
 - ・愛知、岐阜、三重の東海3県が足並みを揃えた「BA.5対策強化宣言」を発出。
期間は8月5日（金）から8月21日（日）までの17日間。
- ※令和4年8月12日（金）
 - ・「BA.5対策緊急アピール」を発出。
期間は8月12日（金）から8月21日（日）までの10日間。
 - ・「BA.5対策強化宣言」の期間が8月31日（水）まで延長。
- ※令和4年8月30日（火）
 - ・「BA.5対策強化宣言」の期間が9月30日（金）まで延長。
- ※令和4年9月30日（金）
 - ・愛知県独自の「厳重警戒宣言」発出。「厳重警戒措置」の実施。
期間は10月1日（土）から（期間指定なし）。
- ※令和4年10月28日（金）
 - ・愛知県独自の「厳重警戒宣言」での感染防止対策の一部変更。
期間は11月1日（火）から（期間指定なし）。

※令和4年11月28日（月）

- ・愛知県独自の「**厳重警戒宣言**」での感染防止対策の一部変更。
期間は12月1日（木）から（期間指定なし）。

※令和4年12月8日（木）

- ・愛知県独自の「**愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール**」発出。
期間は12月8日（木）から1月15日（日）までの39日間。

※令和5年1月12日（木）

- ・「**愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール**」の期間が2月19日（日）まで延長。

※令和5年1月30日（月）

- ・愛知県独自の「**愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール**」の一部変更。
期間は変更なし。

※令和5年2月20日（月）

- ・愛知県独自の「**愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール**」を「**『厳重警戒』での感染防止対策**」に移行
期間は2月20日（月）から（期間指定なし）。

※令和5年2月22日（水）

- ・愛知県独自の「**厳重警戒**」を「**警戒領域**」に移行。
期間は2月27日（月）から3月12日（日）までの14日間。

※令和5年3月9日（木）

- ・愛知県独自の「**『警戒領域』での感染防止対策**」発出。
期間は3月13日（月）から5月7日（日）までの56日間。

※令和5年4月28日（金）

- ・「**新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について**」廃止を閣議決定。
令和5年5月8日（月）から施行

※令和5年5月8日（月）

- ・新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが「**2類相当**」から「**5類**」に移行。